

内部通報規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人松山さかのうえ日本語学校(以下「この法人」という。)及びこの法人が実施するすべての業務における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の役員、及び職員・臨時雇用・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員(以下「役職員」という。)に対して適用する。

(通報等)

第3条 この法人、この法人の役職員の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員はこの規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。

2 通報等を行った者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した役職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員も同様とする。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

(通報等の方法)

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

(1) コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事

(2) 事務局長

(3) 外部機関(一般財団法人日本民間公益活動連携機構ヘルプライン窓口)

2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

2 通報等を受けたヘルプライン窓口の受付部署は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を行う。ただし、正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 3 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 4 通報等の内容に関係する可能性のあるすべての役職員は、調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容（通報者の氏名のほか通報者を特定することが可能となる情報を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「調査」という。）は、総務担当部署において調査することを原則とするが、必要に応じてその他の部署又は法律事務所等の外部調査機関に調査を依頼することができる。
- 3 調査は、公正かつ公平に行うものとする。
- 4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 調査担当部署は、調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を、通報等を受け付けたヘルプライン窓口、コンプライアンス担当理事及び理事長に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口は、調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。

- 2 通報等をした役職員が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。
- 3 コンプライアンス担当理事は、調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するものとする。

(情報の記録と管理)

第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合

- を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。
- 2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に關与する者、及びその他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に關して秘密を保持しなければならない。また、外部機関に調査を依頼した場合には、当該外部機関から第三者に情報が漏洩することを防止する措置を講じるものとする。
 - 3 役職員は、各ヘルプライン窓口、調査担当部署に対して、通報者の氏名等の情報を開示するように求めてはならない。

(不利益の禁止)

第10条 役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、調査に協力したこと等を理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(懲戒等)

- 第11条 個人に關する根拠のない誹謗中傷を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者の氏名その他の秘密を漏洩した場合、及び同条第3項に規定する者が通報者の氏名等の開示を求めた場合、又は前条の規定に反した場合には、情状によりそれらの者を懲戒処分に処す。
- 2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、従業員等の場合は、就業規則に従い、戒告、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。
 - 3 前項の懲戒処分は、役員については理事会が決議し、従業員等については理事長が決定する。

(公益通報者保護制度のための教育)

第12条 この法人は、役職員に対して、公益通報者保護制度に關する研修を行い、また、従業員等はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、積極的に研修を受けるものとする。

(改 廢)

第13条 この規程の改廢は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年6月30日から施行する。(令和6年6月29日理事会議決)

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
- 4 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上